

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（ほ場整備事業）田淵地区・後山地区・五毛地区）計画を平成30年6月4日定めた。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成30年6月13日から同年7月3日まで縦覧に供する。

平成30年6月8日

香川県知事 浜 田 恵 造